

(参考様式 2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	高知県津野町		
計画期間 実施期間	H 2 0 ~ H 2 4 H 2 0	総事業費（交付金）	5 1 , 8 0 0 千円 （ 2 3 , 3 1 0 千円 ）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	「目標」である木材生産量の増と林業就業者数の現状維持による人口の定住化、「事業活用活性化計画目標」である地域産物である木材販売量の増加は、森林所有者の所得の向上により林業就業者数の現状維持から人口の定住化につながることで、また、低コスト林業が可能になれば、今までは本町でも事例があったものの定着しなかった都市部からのIターンによる新規林業就労による定住も進み、これによる都市との交流の効果も期待できることから、両目標が法律と基本方針に掲げる「定住と地域間交流の促進」に関係しており適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	津野町振興計画では、高性能林業機械の導入による生産コストの低減、津野町森林整備計画では、高性能林業機械の導入による林業労働者、林業後継者の育成が謳われており、また、山振法、過疎法、特農法とも、未利用森林資源の開発、林業経営の近代化、都市との交流(Iターンによる新規林業就業)に関連して、本事業との連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	計画の目標である木材生産量の増加による森林所有者の所得の向上、そのための高性能林業機械の導入によるコスト低減については、地域一般住民を対象とした地域座談会においても意見が出されており、地域住民の意見を基礎としたものとなっている。また、事業主体は林業の公共的団体である津野町森林組合であり、組合員等林業関係者の理解は得ている。
事業の推進体制は確立されているか	適	津野町西庁産業建設課が事業推進を行うこととしている。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	「目標」である木材生産量の増と林業就業者数の現状維持による人口の定住化、「事業活用活性化計画目標」である地域産物である木材販売量の増加を図るため、その手段として「事業内容」である高性能林業機械を導入し、これを実現することとしており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	実施期間(機械導入)は1ケ年であるが、目標である人口定住には導入機械を使用した効率的な森林作業の安定的継続、人口定住をもって評価することから5ケ年としている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付限度額以内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規導入機械であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	耐用年数は5年であり、対象とする年数以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	適	
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	費用対効果は、1.10である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は要領に定めるメニュー(生産機械施設(24)林業機械施設)、事業主体は要件類別18のうち森林組合であり、要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	<p>交付金の交付は、公共的団体である津野町森林組合に対するものである。また、導入機械の機能上、森林内において木材を生産すること以外に利用されるとは考え難い。導入機械を利用した施業は計画区域内の木材生産量の増を図るため「森の工場」を主とした計画区域内のみであり、計画区域外での利用はしない。</p> <p>なお、基本的には実施主体である津野町森林組合の作業班が導入機械を使用して木材生産を行うが、計画区域内の林業後継者育成による人口定住化の面から、同組合の操作指導のもと組合員の利用も一部想定しているが、この場合も、計画区域内の森林施業であり、計画区域内の木材生産量の増となるので目標との問題はなく、目的外使用ではない。</p>
施設等の利活用の見通し等は適正か	適	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣市町村における森林組合の類似施設の利用状況と比較し、適正な利活用計画としている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	利用対象者は地域の森林所有者であり、間伐等の森林施業を津野町森林組合に依頼する形となる。利用時期は通年である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	機械の規模は、地域の必要な森林施業量(間伐・主伐)から判断、設置場所は、機械の利用性格上、固定されるものではないため、町内の森林となる。また、利用は地域の林業における公共的団体である津野町森林組合が行うが、組合の既存施設(貯木場、林業機械)との有機的に連携・活用によるものであり適当である。
事業費積算等は適正か	適	
過大な積算としていないか	適	三者見積りによる積算である。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	目的の事業規模に適した施設である。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	導入機械による森林整備(施業)箇所は、主として高知県が進める森林の団地化「森の工場」を計画しており、ここは、集中的に間伐を進めることにより森林の整備を行うとともに、林業労働者の雇用を図る計画であり適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	-	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担金調達の計画は適正である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	適	
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	検討済みである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。